また、一層の高齢化が進展する中でも、納税義務者数や人口との対比における納税義務者の割合ができる限り維持されるように課税最低限や非課税限度額の水準を保つことなどを通じて、今後とも、住民が広く負担を分かち合って地域の行政サービスを支えていくこととすべきである。

個人住民税制度のあり方を検討するに際しては、個人住民税の税額等の情報が社会保障制度の適用基準等に広く用いられていることや、非課税限度額が生活保護基準額を勘案して設定されていることなど、個人住民税制度が各種の社会保障制度と密接に連携していることから、社会保障制度のあり方も含めた一体的な議論が必要である。

2　固定資産税のあり方

固定資産税は、シャウプ勧告に基づき、市町村の独立税として創設された。固定資産（土地、家屋及び償却資産）の保有と市町村の行政サービスとの間に存する受益関係に着目した、税源の偏在が小さい市町村の基幹税目である。

シャウプ勧告において、固定資産税は、「その地方から得るその地の保護の代償を払わしめる」ものとされている。すなわち、固定資産の存在それ自体が、所在する市町村から社会保障や教育、防災など広範な行政サービスを享受することで、その資産の所有の保護を受けるとともに、その効用や収益力を継続している。固定資産税は、固定資産が市町村の行政サービスから受ける受益に対する対価といえる。

土地に係る固定資産税については、負担調整措置の仕組みを継続的に見直し、負担水準の均衡化を図ってきた結果、負担水準の均衡化は相当程度進展した。しかし、一部ばらつきが残っており、引き続き負担調整措置を講じていく必要がある。

また、人口減少、高齢化の進展により、社会保障施策の必要性の高まりに伴う民生費・衛生費の増など市町村歳出が増加する中、固定資産税収は、土地の地価下落などを主な原因として、平成11年度のピーク時と比較して、平成25年度には約７千億円の減収となっており、長期的にも減少傾向にある。

社会保障や地方創生等、今後、ますます増大する市町村の財政需要を支えるため、固定資産税の安定的な確保が重要であり、さらに幅広く検討していく必要がある。

おわりに

地域の再生なくして日本の再生はない。地方自治体は、厳しい財政状況の中で、地域経済の活性化に懸命に取り組んでいる。ローカル・アベノミクスの推進による地域経済の再生を通じて、地方から日本経済の再生と我が国の財政健全化を図るためには、地方自治体の活動の基盤となる地方税源を充実させるなど、地方税の原則に沿った税体系を構築することが必要である。

今後の地方税制改正に当たっては、本意見で述べた地方税の原則に沿った議論が行われ、地方税のあるべき姿を実現するよう期待する。

注１：「地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）」とは、課税標準額や税額の特例措置の特例割合について、参酌すべき割合及びこれを挟んで上限・下限を法律で定め、この上限・下限の範囲内で各地方団体が特例割合を条例で定める仕組みであり、地域の実情に応じた政策展開を可能とするものである。平成27年度時点で固定資産税12項目、都市計画税３項目、不動産取得税２項目に導入されている。

注２：「マイナポータル」（情報提供等記録開示システム）とは、行政機関がマイナンバーの付いた自分の情報をいつ、どことやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できるよう整備するもので、平成29年１月の開設を予定している。

注３：平成17年度の改正においては、非製造業に係る法人事業税の分割基準について、課税標準の２分の１を事務所数により、２分の１を従業者数により分割することとする（改正前：従業者数のみ）等の改正を行っている。

国家試験

平成28年度ＩＴパスポート試験

情報処理技術者試験規則（昭和45年通商産業省令第59号）第４条の規定に基づき、平成28年度ＩＴパスポート試験を実施する期日、場所その他試験の実施に関し必要な事項を次のように定めたので、公示する。

平成28年１月15日

経済産業大臣　林　　幹雄

１　試験方法　ＣＢＴ（Computer Based Testing）による方法（コンピュータ上に試験問題を表示し、コンピュータから解答を入力する方法）で実施する。

なお、身体の不自由によりＣＢＴによる方法で受験することが困難な者については、筆記による方法（問題冊子を配布し、答案用紙に解答を記入する方法）で実施する。

２　試験を実施する期日

⑴　ＣＢＴによる試験の実施　平成28年４月１日（金）から平成29年３月31日（金）までの間で、独立行政法人情報処理推進機構ＩＴ人材育成本部情報処理技術者試験センター（以下「試験センター」という。）の指定する日

⑵　筆記による試験の実施　平成28年４月17日（日）及び平成28年10月16日（日）

３　試験地

⑴　ＣＢＴによる試験の実施　北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

⑵　筆記による試験の実施　平成28年４月17日（日）の試験地は、経済産業大臣が別に公示する平成28年度春期情報処理技術者試験のすべての試験地とする。

平成28年10月16日（日）の試験地は、経済産業大臣が別に公示する平成28年度秋期情報処理技術者試験のすべての試験地とする。

４　受験資格　特に限定しない。ただし、筆記による試験の実施の場合は、身体の不自由によりＣＢＴによる方法で受験することが困難な者。

５　試験案内書・願書について

⑴　入手先　〒113―8663　東京都文京区本駒込２丁目28番８号　文京グリーンコートセンターオフィス　独立行政法人情報処理推進機構ＩＴ人材育成本部情報処理技術者試験センター

⑵　入手方法　試験センターのホームページ（http://www.jitec.ipa.go.jp/）から受信する。なお、身体の不自由によりＣＢＴによる方法で受験することが困難な者であり、かつ、インターネットによる受験願書の提出が困難な場合には、郵便により請求することもできる。郵便により請求する場合、送付先を明記するとともに返信用切手を同封し、試験センターまで請求すること。

⑶　入手期間　試験センターのホームページに原則として常時掲載する。郵便により請求する場合、試験センターが指定する期間とする。

６　受験願書の受付について

⑴　インターネットによる受験願書の受付

①　提出先　〒113―8663　東京都文京区本駒込２丁目28番８号　文京グリーンコートセンターオフィス　独立行政法人情報処理推進機構ＩＴ人材育成本部情報処理技術者試験センター（ホームページアドレス http://www.jitec.ipa.go.jp/）

②　提出方法

ア　クレジットカードを利用して受験手数料を払い込む方法　試験センターの指定するクレジットカードを利用して受験手数料を払い込むとともに試験センターのホームページから受験願書に必要な事項を入力し送信することにより提出する。

イ　コンビニエンスストアを利用して受験手数料を払い込む方法　試験センターのホームページから受験願書に必要な事項を入力し送信することにより提出し、試験センターの指定するコンビニエンスストアを利用して払込期日までに受験手数料を払い込む。

ウ　バウチャーで受験手数料を払い込む方法　試験センターが発行するバウチャーで受験手数料を払い込むとともに試験センターのホームページから受験願書に必要な事項を入力し送信することにより提出する。なお、バウチャーは、試験センターが発行するチケットで、事前に購入が必要となる。

③　受付期間　試験センターの指定する期間中に受験願書に必要な項目が到着したことを確認できたものに限り受け付ける。